

【令和6（2024）年度版】

サービス利用等の手引き

〔立川市保健医療部〕

介護保険課・高齢福祉課

【 問い合わせ 】		042-523-2111（市役所代表）
問い合わせ内容	担当課・係	内線番号
介護保険サービスの利用等について	介護保険課介護給付係	1457
要介護・要支援認定の結果および介護保険被保険者証等について	介護保険課介護認定係	1452
介護保険サービス事業者に関すること	介護保険課事業者係	1441
介護予防・生活支援サービス事業の利用等について	高齢福祉課介護予防推進係	1472

この「サービス利用等の手引き」は、R6（2024）年4月1日現在の介護保険制度等の内容や、市が定めた事務手続きの手順等に基づいて作成しています。今後、内容等については変更になることもありますのでご注意ください。

目 次

1. サービスを利用するまでの手順	1
(1) 要介護 1～5 の認定を受けた方	1
(2) 要支援 1・2 の認定を受けた方	2
2. 利用できるサービス	3
(1) サービス一覧	3
(2) 居宅サービス	4
(3) 居住系サービス（在宅に近い暮らしができるサービス）	7
(4) 施設サービス（施設に入所して利用するサービス）	7
(5) 介護予防・生活支援サービス事業	8
3. サービスを利用した場合の費用負担	9
(1) 利用料の負担割合	9
(2) 居宅サービスの支給限度額	9
4. 利用者負担の軽減	10
(1) 高額介護（介護予防）サービス費	10
(2) 高額医療合算介護サービス費	11
(3) 特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	12
(4) 利用者負担軽減制度	13
5. 福祉用具購入費と住宅改修費の支給	14
(1) 福祉用具購入費	14
(2) 住宅改修費	15
6. 要介護・要支援認定	16
(1) 認定経過と考え方	16
(2) 認定の有効期間と更新申請	16
(3) 状態が悪化した場合や認定の結果に不服がある場合の手続き	17
(4) 他の市区町村に転出する場合	17
7. 関連資料	18
(1) ケアプラン、ケアマネジャー等の説明	18
(2) 地域包括支援センター	19
(3) 居宅介護支援事業所一覧（令和 6（2024）年 9 月 1 日現在）	20
(4) 介護保険の対象となる市内の施設	21

1. サービスを利用するまでの手順

要介護・要支援認定を受けた後は、介護保険等のサービスを利用していただくことになりますが、認定された区分（要介護状態区分）や利用を希望するサービスによって下記のとおり手続き等が異なります。

（1）要介護 1～5 の認定を受けた方

要介護 1～5 の認定を受けた方については、居宅でサービスを利用できるほか、施設へ入所・入居してサービスを受けることもできます。それぞれの手順にしたがって手続き等を行い、サービスを利用してください。

① 居宅でサービスを利用する場合

① 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を居宅介護支援事業所に依頼し、契約を結ぶ
訪問介護などのサービスを居宅で受ける場合には、原則としてサービスの利用計画である「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成する必要があります。ケアプランは居宅介護支援事業所（20～21P 参照）が作成してくれますので、依頼する事業所を選び、電話等でケアプランの作成を依頼してください。そして、サービス利用などについて十分な説明を受けた上で、その事業者と書面等で契約を結んでください。
② 「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市へ提出する
ケアプランの作成を事業者依頼した旨を申し出る「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」（同封）について、必要事項を記入の上、介護保険被保険者証を添えて市役所介護保険課に提出してください。なお、提出は居宅介護支援事業者依頼することもできます。
③ 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する
居宅介護支援事業者の担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人やご家族の意向等を踏まえて、どのようなサービスをどのくらいの頻度で利用するかなどを決めたケアプランを作成します。
④ サービスを提供する事業所と契約を結ぶ
ケアプランに組み込まれたサービスを提供する事業者をケアマネジャーより情報提供を受け選択し、それぞれの事業者と書面等で契約を結んでください。
⑤ サービスを利用する
介護保険被保険者証と介護保険負担割合証、ケアマネジャーと相談し作成したケアプランをサービス提供事業者に提示し、居宅でサービスを受けてください。なお、サービスを利用した際には、サービス提供事業者、所得に応じた負担割合（9P）の利用料をお支払ください。

② 施設への入所・入居を希望する場合

① 入所・入居を希望する施設の見学や事前相談を行う
入所・入居を希望する介護保険施設等（特別養護老人ホーム等、市内で介護保険の適用対象となる施設は 22P に掲載）に連絡をとり、事前の相談や見学を行ってください。
② 入所・入居を希望する施設に申し込みをし、契約を結ぶ
入所・入居する施設を決定し、直接施設に申し込んで契約を結んでください。
③ ケアプランにしたがってサービスを受ける
入所・入居した施設において作成される「施設サービス計画」等に基づいて、サービスを受けてください。なお、施設に所得に応じた負担割合（9P）の利用料をお支払いください。

(2) 要支援 1・2 の認定を受けた方

要支援 1・2 の認定を受けた方については、原則として居宅でサービスを利用していただくことになります（居住系サービスについては一部利用できるサービスもあります… 3・7 P 参照）。利用手順は要介護の認定を受けた方の場合と大きく変わりませんが、サービスの利用計画（ケアプラン）の作成依頼先が、居宅介護支援事業所ではなく、お住まいの地域にある「地域包括支援センター」または介護予防支援事業所になります。下記の手順にしたがって手続き等を行い、サービスを利用してください。

① 介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）等の作成を地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所に依頼し、契約を結ぶ
介護保険の訪問看護などのサービスや、市が実施する介護予防・生活支援サービスの「訪問型サービス」などを居宅で受ける場合には、原則としてサービスの利用計画である「介護予防ケアプラン」、または「介護予防ケアマネジメント」を作成する必要があります。ケアプランは原則としてお住まいの地域の地域包括支援センター（19 P 参照）または介護予防支援事業者が作成してくれますので、電話等で依頼してください（例：地域包括支援センターに依頼する場合、富士見町にお住まいの方であれば、「南部西ふじみ地域包括支援センター」へ依頼）。そして、サービス範囲などについて十分な説明を受けた上で、書面等で契約を結んでください。 ※ 要支援 1・2 の認定を受けた方が訪問介護や通所介護のサービスを利用する場合は、介護保険のサービスではなく、市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」や「通所型サービス」をご利用いただくことになります。このことに伴い、訪問看護など介護保険サービスのみを利用する場合、および介護保険サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用する場合のケアプランは「介護予防ケアプラン」となり、介護予防・生活支援サービス事業のみを利用される場合のケアプランは「介護予防ケアマネジメント」となります。
② 「介護予防サービス計画作成依頼届出書」または「介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書」を市へ提出する
介護予防ケアプラン等の作成を地域包括支援センターまたは介護予防支援事業者に依頼した旨を申し出る「介護予防サービス計画作成依頼届出書」等（同封）について、必要事項を記入の上、介護保険被保険者証を添えて市役所介護保険課に提出してください。なお、提出は地域包括支援センターまたは介護予防支援事業者に依頼することもできます。
③ 介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）または介護予防ケアマネジメントを作成する
地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所の担当職員が、本人やご家族の意向等を踏まえて、どのようなサービスをどのくらいの頻度で利用するかなどを決めた介護予防ケアプラン、または介護予防ケアマネジメントを作成します。
④ サービスを提供する事業者と契約を結ぶ
ケアプランに組み込まれたサービスを提供する事業者をケアマネジャーより情報提供を受け選択し、それぞれの事業者と書面等で契約を結んでください。
⑤ サービスを利用する
介護保険被保険者証と介護保険負担割合証、ケアマネジャーと相談し作成したケアプランをサービス提供事業所に提示し、居宅でサービスを受けてください。なお、サービスを利用した際には、サービス提供事業者、所得に応じた負担割合（9 P）の利用料をお支払いください。

※ 要支援 1・2 の認定を受けた方で、要介護・要支援認定申請書の「情報提供の同意」の欄に署名をいただいている方については、介護保険課介護認定係から、お住まいの地域の地域包括支援センターに対し、認定結果と主治医意見書、認定調査票の写しを提供しますので、ご了承ください。

２．利用できるサービス

（１） サービス一覧

要介護・要支援認定を受けた方が利用できるサービスは下記のとおりとなります。サービスの種類ごとに利用できる方（要介護状態区分）が決まっています。なお、要支援１・２の認定を受けた方が訪問介護や通所介護のサービスを利用する場合は、市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」となります。

サービス区分		サービス種類	利用できる方
居宅サービス	訪問を受けて利用するサービス	①訪問介護	要介護 1 ～ 5
		②訪問入浴介護	要支援 1・2 要介護 1 ～ 5
		③訪問看護	
		④訪問リハビリテーション	
		⑤居宅療養管理指導	
		⑥〔地〕定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1 ～ 5
		⑦〔地〕夜間対応型訪問介護	
	通所して利用するサービス	⑧通所介護	要支援 1・2 要介護 1 ～ 5
		⑨〔地〕地域密着型通所介護	
		⑩〔地〕認知症対応型通所介護	
		⑪通所リハビリテーション	要支援 1・2 要介護 1 ～ 5
	短期入所して利用するサービス	⑫短期入所生活介護	
		⑬短期入所療養介護	
	訪問・通所・入所を組み合わせたサービス	⑭〔地〕小規模多機能型居宅介護	要介護 1 ～ 5
		⑮〔地〕看護小規模多機能型居宅介護	
居宅での暮らしを支えるサービス	⑯福祉用具貸与	要支援 1・2 要介護 1 ～ 5	
	⑰特定福祉用具購入		
	⑱住宅改修		
居住系サービス	居宅に近い暮らしができるサービス	⑲特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム等）	要支援 1・2 要介護 1 ～ 5
		⑳〔地〕地域密着型特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム等）	要介護 1 ～ 5
		㉑〔地〕認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	要支援 2 要介護 1 ～ 5
施設サービス	施設に入所して利用するサービス	㉒介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	（原則） 要介護 3 ～ 5
		㉓〔地〕地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	
		㉔介護老人保健施設（老人保健施設）	要介護 1 ～ 5
		㉕介護医療院	
介護予防・生活支援サービス事業		㉖訪問型サービス	要支援 1・2
		㉗通所型サービス	

※ 〔地〕のマークが付いたサービスは地域密着型サービスのことで、事業所所在地の住民のみ利用できるサービスになります。なお、⑦・⑳・㉕のサービスについては R6(2024)年４月現在、市内にはサービスを提供する事業所・施設はありません。

(2) 居宅サービス

① 訪問を受けて利用するサービス

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（下記「留意事項」参照）
① 訪問介護 〔要介護 1～5〕 ※ 要支援 1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」(8P)が利用できます	ホームヘルパーが居宅を訪問して、介護や家事などの身の回りの援助を行います。なお、サービス内容は下記の3つに分かれています。 〔身体介護〕 入浴、排せつ、食事の介護など 〔生活援助〕 掃除、洗たく、食事の準備など 〔通院等乗降介助〕 通院等で介護タクシーを利用する際の乗降車と前後の介助 ※ 本人以外の家族のための家事、庭の草むしりや花木の手入れ、ペットの世話、留守番、預貯金の管理などは介護保険の対象とはなりません ○ 身体介護（20分以上 30分未満） 2,644 円（265 円） ○ 生活援助（20分以上 45分未満） 1,940 円（194 円） ○ 通院等の乗降介助（1回） 1,051 円（106 円）
② 訪問入浴介護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	訪問入浴に必要な浴槽を運搬、または入浴設備を備えた車両で訪問し居宅での入浴を行います。 ○ 全身入浴（要支援 1・2） 9,279 円（928 円） ○ 全身入浴（要介護 1～5） 13,723 円（1,373 円）
③ 訪問看護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	主治医の指示のもとで看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助、療養指導などを行います。 ○ 訪問看護ステーションから（20分未満） 3,403 円（341 円） ○ 病院または診療所から（20分未満） 2,883 円（289 円）
④ 訪問リハビリテーション 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復のために必要なリハビリテーションを行います。 ○ リハビリテーション 3,283 円（329 円）
⑤ 居宅療養管理指導 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導などを行います。 ○ 医師による指導（1か月 2回まで） 5,150 円（515 円） ○ 薬局の薬剤師による指導（1か月 4回まで） 5,180 円（518 円）
⑥ 〔地〕定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔要介護 1～5〕	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などを行います。 ○ 訪問看護も利用する場合（1か月につき） 〔要介護 1～5〕 86,134 円（8,614 円）～306,750 円（30,675 円）
⑦ 〔地〕夜間対応型訪問介護 〔要介護 1～5〕	夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。 ○ 基本夜間対応型訪問介護（1か月につき） 10,720 円（1,072 円） ○ 定期巡回サービス（1回につき） 4,032 円（404 円） ○ 随時訪問サービス（1回につき） 6,146 円（615 円）

「費用のめやす」についての留意事項

- ※ （ ）内の額は 1 割負担の場合の利用者負担額になります
- ※ 「費用のめやす」はあくまで一例で、サービスの時間、要介護状態区分等により費用は異なります
- ※ 利用するサービスによっては各種加算があるので、表記の金額とは異なる場合があります

② 通所して利用するサービス

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（4P 最下段「留意事項」参照）
⑧通所介護 ⑨〔地〕地域密着型通所介護 〔要介護 1～5〕 ※ 要支援 1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス」(8P)が利用できます	通所介護施設に通い、入浴・排せつ・食事などの介護や、機能訓練、レクリエーションなどのサービスが受けられます。なお、地域密着型通所介護は、定員 18 人以下の小規模な事業所によるサービスになります。 ○ 通所介護（通常規模型）：7 時間以上 8 時間未満 〔要介護 1～5〕 6,935 円（694 円）～12,099 円（1,210 円） ○ 地域密着型通所介護：7 時間以上 8 時間未満 〔要介護 1～5〕 7,936 円（794 円）～13,828 円（1,383 円）
⑩〔地〕認知症対応型通所介護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方を対象とした通所介護サービスで、認知症専門のケアを行うことで症状の進行を遅らせ、状態の改善を図ります。 ○ 認知症対応型通所介護（併設型）：7 時間以上 8 時間未満 〔要支援 1～要介護 5〕 8,240 円（824 円）～13,623 円（1,363 円）
⑪通所リハビリテーション 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	老人保健施設や医療機関などにおいて、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などによるリハビリテーションや、入浴・排せつ・食事などの介護が受けられます。 ○ 要支援 1・2（1 か月につき） 〔要支援 1・2〕 24,176 円（2,418 円）～45,070 円（4,507 円） ○ 要介護 1～5（通常規模型、7 時間以上 8 時間未満、1 回につき） 〔要介護 1～5〕 8,122 円（813 円）～14,700 円（1,470 円）

※ 通所系サービスを利用した場合の食費やレクリエーション費などは、全額自己負担になります

③ 短期入所して利用するサービス

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（4P 最下段「留意事項」参照）
⑫短期入所生活介護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	特別養護老人ホームなどに短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。 ○ 介護老人福祉施設（併設型・多床室）利用 〔要支援 1～要介護 5〕 4,807 円（481 円）～9,423 円（943 円）
⑬短期入所療養介護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	老人保健施設などに短期間入所（ショートステイ）し、介護や看護・医学的な管理のもとに、介護や機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話などが受けられます。 ○ 介護老人保健施設（多床室）利用 〔要支援 1～要介護 5〕 6,461 円（647 円）～11,088 円（1,109 円）

※ 短期入所サービスを利用した場合の食費や居住費等はサービス費用には含まれていませんので、事業所との契約により別途お支払いいただくことになります。なお、所得要件等を満たした場合には食費や居住費等について軽減される制度があります。（12P 参照）

④ 訪問・通所・短期入所を組み合わせたサービス

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（4P 最下段「留意事項」参照）
⑭小規模多機能型居宅介護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	通いを中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせて入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、居宅での生活の継続を支援します。 ○ 小規模多機能型居宅介護（1 か月につき） 〔要支援 1～要介護 5〕 36,777 円（3,678 円）～290,047 円（29,005 円）
⑮看護小規模多機能型居宅介護 〔要介護 1～5〕	上記の小規模多機能型居宅介護のサービス内容に加えて、必要に応じて訪問看護が組み合わされたサービスが提供されます。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護（1 か月につき） 〔要介護 1～要介護 5〕 132,685 円（13,269 円）～334,809 円（33,481 円）

⑤ 居宅での暮らしを支えるサービス

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（4P 最下段「留意事項」参照）								
⑯福祉用具貸与 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	居宅生活に必要な車いすや特殊寝台、歩行器などの福祉用具を貸し出します。 対象となる福祉用具は下記のとおりで、品目ごとに利用できる方（要介護状態区分）が決まっていますが、必要性が認められる状態の方については、例外的に貸与が行われます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用できる方</th><th>貸与品目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1・2 要介護 1～5</td><td>○歩行補助つえ ○歩行器 ○手すり（工事を伴わないもの） ○スロープ（工事を伴わないもの）</td></tr> <tr> <td>要介護 2～5</td><td>○特殊寝台（ベッド） ○特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール、ベッド用手すり、スライディングボード等） ○車いすまたは電動車いす ○車いす付属品（クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル等） ○床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○移動用リフト（つり具部分を除く、バスリフト、段差解消機等） ○認知症老人徘徊感知機器</td></tr> <tr> <td>要介護 4・5</td><td>○自動排せつ処理装置（特殊尿器）</td></tr> </tbody> </table>	利用できる方	貸与品目	要支援 1・2 要介護 1～5	○歩行補助つえ ○歩行器 ○手すり（工事を伴わないもの） ○スロープ（工事を伴わないもの）	要介護 2～5	○特殊寝台（ベッド） ○特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール、ベッド用手すり、スライディングボード等） ○車いすまたは電動車いす ○車いす付属品（クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル等） ○床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○移動用リフト（つり具部分を除く、バスリフト、段差解消機等） ○認知症老人徘徊感知機器	要介護 4・5	○自動排せつ処理装置（特殊尿器）
利用できる方	貸与品目								
要支援 1・2 要介護 1～5	○歩行補助つえ ○歩行器 ○手すり（工事を伴わないもの） ○スロープ（工事を伴わないもの）								
要介護 2～5	○特殊寝台（ベッド） ○特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール、ベッド用手すり、スライディングボード等） ○車いすまたは電動車いす ○車いす付属品（クッションまたはパッド、電動補助装置、テーブル等） ○床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○移動用リフト（つり具部分を除く、バスリフト、段差解消機等） ○認知症老人徘徊感知機器								
要介護 4・5	○自動排せつ処理装置（特殊尿器）								
⑰特定福祉用具購入 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	入浴や排せつなど、貸与になじまない福祉用具を購入した場合、1 年間（4 月～翌年 3 月）に 10 万円を限度に、購入費の 9 割または 8 割または 7 割の額を支給します。支給額や申請方法など、くわしくは 14 P をご覧ください。 ①腰掛便座 ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 ③排せつ予測支援機器 ④ 入浴補助用具 ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトのつり具 ⑦ 固定用スロープ ⑧歩行器（歩行車を除く） ⑨ 単点杖（松葉づえを除く） ⑩ 多点杖 ※⑦～⑩は一定の条件のもと貸与と購入のいずれかが選択できます。								
⑱住宅改修 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合、20 万円を限度に、改修費の 9 割または 8 割または 7 割の額を支給します。支給額や申請方法など、くわしくは 15 P をご覧ください。 ○ 手すりの取り付け ○ 段差の解消 ○ 滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更 ○ 引き戸などへの扉の取り替え ○ 洋式便器などへの便器の取り替え ○ その他前記の改修に付帯して必要な工事								

(3) 居住系サービス（在宅に近い暮らしができるサービス）

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（4P 最下段「留意事項」参照）
⑱特定施設入居者生活介護 〔要支援 1・2、要介護 1～5〕 ⑳〔地〕地域密着型特定施設入居者生活介護 〔要介護 1～5〕 （介護付き有料老人ホーム等）	介護付きの有料老人ホームやケアハウスなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。なお、地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設で受けるサービスになります。 ○ 特定施設入居者生活介護（1 日につき） 〔要支援 1～要介護 5〕 1,928 円（193 円）～8,569 円（857 円） ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護（1 日につき） 〔要介護 1～要介護 5〕 5,754 円（576 円）～8,642 円（865 円）
㉑認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 〔要支援 2、要介護 1～5〕	認知症の方が少人数での共同生活を送りながら、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。 ○ 認知症対応型共同生活介護（1 日につき） 〔要支援 2～要介護 5〕 7,894 円（790 円）～8,906 円（891 円）

※ 介護付き有料老人ホーム等や認知症高齢者グループホームに入居した場合の食費や居住費等については、サービス費用には含まれていませんので、施設との契約により別途お支払いいただくことになります。なお、施設サービスのように食費や居住費等についての軽減制度はありません

(4) 施設サービス（施設に入所して利用するサービス）

サービス種類と利用できる方	サービス内容と費用のめやす（4P 最下段「留意事項」参照）
㉒介護老人福祉施設 ㉓〔地〕地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （特別養護老人ホーム） 〔（原則）要介護 3～5〕	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な方が入所する施設で、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などが受けられます。なお、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで受けるサービスになります。 ※ 特別養護老人ホームに入所できる方は、原則要介護 3 以上の方となりますが、要介護 1・2 であっても、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる方は、特例として入所できる場合があります ○ 多床室（1 日につき） 〔要介護 3～5〕 ㉒…7,715 円（772 円）～9,180 円（918 円） ㉓…7,852 円（786 円）～9,348 円（935 円）
㉔介護老人保健施設（老人保健施設） 〔要介護 1～5〕	病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が入所する施設で、医学的な管理のもとで、リハビリーションを中心とした介護や、日常生活上の世話などが受けられます。 ○ 多床室（1 日につき） 〔要介護 1～5〕 8,358 円（836 円）～10,666 円（1,067 円）
㉕介護医療院 〔要介護 1～5〕	長期にわたって療養が必要な方が、医学的な管理のもと、介護や日常生活上の世話、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。 ○ 多床室（1 日につき） 〔要介護 1～5〕 8,779 円（878 円）～14,492 円（1,450 円）

※ 介護保険施設（特別養護老人ホーム等上記㉒～㉕の施設）に入所・入院した場合の食費や居住費等はサービス費用には含まれていませんので、施設との契約により別途お支払いいただくことになります。なお、所得要件等を満たした場合には食費や居住費等について軽減される制度があります（12P 参照）。

(5) 介護予防・生活支援サービス事業

サービス種類と利用できる方			サービス内容と費用のめやす (4P 最下段「留意事項」参照)
㉔訪問型サービス 〔要支援 1・2〕	ヘルパー サービス	身体介助サービス	ヘルパーによるおむつ交換など直接身体に触れる支援。サービス提供時間はおおむね 45 分程度。 ○週 1 回…12,747 円 (1,275 円) (1 か月) ○週 2 回…25,463 円 (2,547 円) ○週 3 回…40,400 円 (4,040 円)
		家事支援サービス (ヘルパー)	ヘルパーによる買い物や調理、掃除などの自立のための支援。サービス提供時間はおおむね 45 分程度。 ○週 1 回…12,747 円 (1,275 円) (1 か月) ○週 2 回…25,463 円 (2,547 円) ○週 3 回…40,400 円 (4,040 円)
		家事支援サービス (サポーター)	生活支援サポーター（市が実施する研修の受講者）による買い物や調理、掃除などの自立のための支援。サービス提供時間はおおむね 45 分程度。 ○週 1 回…11,858 円 (1,186 円) (1 か月) ○週 2 回…23,685 円 (2,369 円) ○週 3 回…37,571 円 (3,758 円)
	短期集中型サービス		専門職による運動機能向上を目的としたプログラム。サービス期間は週 1 回を連続して 12 週間、サービス提供時間は 1 回 30 分程度。
			(1 回) 2,500 円 (250 円)
㉕通所型サービス 〔要支援 1・2〕	デイサービス	1 日デイ (5 時間以上)	集団で専門職（リハビリ専門職や看護師等）による体操やリハビリ、レクリエーションなどを行うサービス。 (1 か月) ○要支援 1 …18,950 円 (1,895 円) ○要支援 2 …38,165 円 (3,817 円)
		半日デイ (3 時間以上 5 時間未満)	サービス内容は 1 日デイと同じ。 (1 か月) ○要支援 1 …17,053 円 (1,706 円) ○要支援 2 …34,349 円 (3,435 円)
	短期集中型サービス		専門職による運動機能向上を目的としたプログラム。サービス期間は週 1 回を連続して 12 週間、サービス提供時間は 1 回 60 分程度。
			(1 回) 2,500 円 (250 円)

3. サービスを利用した場合の費用負担

(1) 利用料の負担割合

第1号被保険者（65歳以上の方）が介護保険のサービスまたは介護予防・生活支援サービス事業を利用した場合は、サービスにかかった費用の1割または2割または3割のご負担をいただきます。なお、第2号被保険者（40～64歳の方）の負担割合は、一律1割となります。

負担割合	所得要件
3割	① 本人の合計所得金額が220万円以上 ② 同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が（単身世帯）340万円以上（2人以上の世帯）463万円以上
2割	① 本人の合計所得金額が160万円以上 ② 同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が（単身世帯）280万円以上（2人以上の世帯）346万円以上
1割	上記以外の方

※ 2割・3割負担の方は、上記の①②の両方の要件を満たす場合となります

※ 「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額になります

【介護保険負担割合証の交付】

要介護・要支援認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。サービスを利用するときには、介護保険被保険者証と一緒に、サービス提供事業者に提示してください。なお、負担割合証は、課税情報に基づいて毎年7月に新しい割合証（8月から翌年7月まで有効）をお送りしています。

(2) 居宅サービスの支給限度額

介護保険の居宅サービスを利用する場合、下記のとおり、要介護状態区分別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。限度額内でサービスを利用する場合には、上記のとおり、所得等に応じた割合の負担となりますが、限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は利用者が全額自己負担いただくことになります。

（令和6（2024）年4月1日現在）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位（おおよそ50,320円）
要支援2	10,531単位（おおよそ105,310円）
要介護1	16,765単位（おおよそ167,650円）
要介護2	19,705単位（おおよそ197,050円）
要介護3	27,048単位（おおよそ270,480円）
要介護4	30,938単位（おおよそ309,380円）
要介護5	36,217単位（おおよそ362,170円）

※ 上記の支給限度額は保険給付される額を含んだ額で1単位10円で計算しています

（地域や利用するサービスの組み合わせによって1単位あたりの金額は若干異なります）

4. 利用者負担の軽減

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを利用した場合、かかった費用の1割から3割の金額を利用料として利用者負担していただきますが、1か月に支払った利用者負担額が所得等に応じた利用者負担上限額を超えた場合には、「高額介護サービス費」として、超えた分を申請により支給します。なお、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担額の合計額が利用者負担上限額を超えた分について支給します。また、対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費や住宅改修費の負担額、施設に入所・入居した場合の食費、居住費等は含まれません

対象者（所得区分）	利用者負担上限額（月額）
① 課税所得 690 万円以上	① 140,100 円（世帯）
② 課税所得 380 万円～690 万円未満	② 93,000 円（世帯）
③ 住民税課税～課税所得 380 万円未満	③ 44,400 円（世帯）
④ 世帯全員が住民税非課税	④ 24,600 円（世帯）
⑤ 世帯全員が住民税非課税かつ、「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が 80 万円以下等	⑤ 24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
⑥ 生活保護の被保護者等	⑥ 15,000 円（個人）

（世帯）とは、住民基本台帳上の同一世帯内で介護保険サービスを利用した方全員が負担する金額の合計の上限額のことです。

（個人）とは、介護保険サービスを利用した本人が負担する金額の上限額のことです。

【支給例】

「世帯の全員が住民税非課税の方」（『個人で公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方』）以外が介護施設に入所しており、ある月に利用者負担額（居住費や食費、日常生活費等を除いた額）として、33,200 円を支払った場合、申請により 8,600 円が高額介護サービス費として支給されます。

$$33,200 \text{ 円（利用者負担額）} - 24,600 \text{ 円（利用者負担上限額）} = 8,600 \text{ 円（高額介護サービス費）}$$

【支給対象者にはお知らせと申請書を送付します】

支給の対象となる方には、サービスを利用した月の約 2 か月後に「お知らせ」と「支給申請書」をお送りしますので、必要事項を記入して市役所介護保険課にご提出ください（郵送可）。なお、一度申請をされると、次回以降に該当した場合は、改めて申請をいただかなくても、「支給決定通知」をお送りした上で、ご指定の口座に支給額を振り込みます。

（２）高額医療合算介護サービス費

同じ世帯内で、介護保険と医療保険の両方を合わせた自己負担額が高額になり、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（８月～翌年７月）の自己負担額を合算して、その金額が所得等に応じた限度額を超えた場合には、「高額医療合算介護サービス費」として、超えた分を申請により支給します。

【70 歳未満の方がいる世帯】

所得区分（世帯）	自己負担限度額
国保：年間所得 901 万円超または未申告者がいる世帯	212 万円
国保：年間所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
国保：年間所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
国保：年間所得 210 万円以下	60 万円
住民税世帯非課税	34 万円

※ 「国保」は国民健康保険に加入している世帯の略

※ 「年間所得」は、総所得金額等から基礎控除額を引いた額

【70 歳以上の方がいる世帯】

所得区分（世帯）	自己負担限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
課税所得 145 万円未満	56 万円
住民税世帯非課税	31 万円
住民税世帯非課税（所得が一定以下）	19 万円
	※ 介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額が 31 万円になります

※ 世帯に 70 歳未満と 70 歳以上の方がいる場合には、①まずは 70 歳以上にかかる負担額に区分の限度額が適用されたあと、②なお残る負担額と 70 歳未満の負担額を合算した額に区分の限度額が適用されます

【支給対象者にはお知らせと申請書を送付します】

支給対象となる方で、後期高齢者医療制度に加入している方は東京都後期高齢者医療広域連合から、立川市国民健康保険に加入している方は市役所保険年金課から、算定期間（１月～12 月）後の翌年２月以降に、「お知らせ」と「支給申請書」をお送りします。必要事項を記入し、必要書類を添付してそれぞれの提出先へご提出ください（郵送可）。

(3) 特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）

施設サービスやショートステイを利用するときは、食費と居住費は自己負担となります。ただし、収入と資産等が一定の要件を満たす方は、申請により「負担限度額認定」を受けることで食費・居住費の負担が下表のとおり軽減されます。

※下表の内容は令和6年8月のサービス利用分からの適用となります。令和6年7月のサービス利用分までの限度額等につきましては、市役所介護保険課にお問い合わせください。

利用者 負担段階	対象者	預貯金等 資産要件 *3	食費の負担 限度額(円)	居住費（滞在費）の負担限度額(円)				
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・医療等)	多床室
第1段階	・生活保護の受給者など ・世帯全員*1 が住民税非課税で高齢福祉年金受給者の方	単身で 1,000万円以下 *4,5	300円 【300円】 *6	880円	550円	380円	550円	0円
第2段階	世帯全員*1 が住民税非課税で年金収入等*2が80万円以下の方	単身で 650万円以下 *4,5	390円 【600円】 *6	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階 ①	世帯全員*1 が住民税非課税で年金収入等*2が80万円超120万円以下の方	単身で 550万円以下 *4,5	650円 【1,000円】 *6	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階 ②	世帯全員*1 が住民税非課税で年金収入等*2が120万円超の方	単身で 500万円以下 *4,5	1,360円 【1,300円】 *6	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第4段階	・世帯に課税者がいる方 ・住民税課税の方			食費と居住費(滞在費)は施設等との契約金額による				

*1 「世帯全員」には世帯分離をしている配偶者も含みます。

*2 「年金収入等」とは合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額をあわせたものをいいます。

*3 「預貯金等資産」とは預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債・社債等）、投資信託から負債（住宅ローン等）を控除した金額です。

*4 夫婦世帯の場合はそれぞれ1,000万円を上乗せした額となります。

*5 第2号被保険者（40～64歳）の場合は段階に関わらず一律1,000万円となります。

*6 【 】内はショートステイ（短期入所生活（療養）介護等）を利用した場合の額です。預貯金等資産要件は、夫婦世帯の場合、それぞれ1,000万円を上乗せした額となります。

【申請から認定証の発行まで】

- ① 「介護保険負担限度額認定申請書」と「同意書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、市役所介護保険課へ提出してください（郵送可）。
- ② 申請をいただいた後、審査・認定を行い、「介護保険負担限度額認定証」を本人あてに郵送します。申請受付日の月の初日から適用になります（申請受付日とは、申請書が介護保険課に到着した日を指します）。

【申請に必要な書類】

〔介護保険負担限度額認定申請書〕〔同意書〕

申請書および同意書は市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所介護保険課でお受け取りください。

〔本人及び配偶者（別世帯の場合を含む）の預貯金等を確認できるもの（通帳等の写し）〕

通帳等の写しは、①金融機関名・支店名・口座番号・名義人のわかるページと、②直近2か月程度の年金部分を含む入出金記録が分かるページをご提出ください。通帳等が複数ある場合は、すべての通帳等の写しが必要になります。定期預金等も対象です。また、株式等有価証券をお持ちの方は証券の口座残高の写しのご提出も必要です。

（４）利用者負担軽減制度

介護保険のサービスを利用した場合、かかった費用の１割～３割の金額を、利用料として自己負担していただきますが、経済的事情などにより負担が困難な方のために、立川市独自の制度として、自己負担額を軽減する制度を設けています。対象は、下記の要件をすべて満たし、特に生計が困難な方（生活保護受給者を除く）で、収入額や預貯金額により自己負担額の７０％または１００％を軽減します。

【軽減を受けるための要件】

- ① 生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けていない
- ② 世帯全員が住民税非課税である
- ③ 世帯全員の年間収入の合計が一定基準以下（下表参照）
- ④ 世帯全員の預貯金等の合計が一定基準以下（下表参照）
- ⑤ 介護保険料の滞納がない
- ⑥ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ⑦ 負担能力のある親族等に扶養されていない

※「世帯全員」とは、世帯分離などを行っている場合も含め、同住所で同居しているすべての方になります

軽減率	要件	世帯員１人	世帯員２人	世帯員３人	世帯員が １人増えるごとに
70%	収入額合計	150 万円以下	200 万円以下	250 万円以下	50 万円を加算
	預貯金額等合計	350 万円以下	450 万円以下	550 万円以下	100 万円を加算
100%	収入額合計	120 万円以下	170 万円以下	220 万円以下	50 万円を加算
	預貯金額等合計	150 万円以下			

※ 70％または100％の軽減を受けるには、上記の収入額および預貯金額等の両方の要件を満たす必要があります

【申請方法】

- ① 「介護保険サービス利用費用負担軽減申請書（第１号様式）」と「介護保険サービス利用費用負担軽減申請状況調査票（第２号様式）」「収入及び預貯金等の申告書（第３号様式）」に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添えて、市役所介護保険課へ提出してください（郵送可）。
- ② 申請をいただいた後、審査・認定を行い、「介護保険サービス利用費用負担軽減決定通知書」を本人あてに郵送します。申請受付日の月の初日から適用になります。

【申請に必要な書類】

〔介護保険サービス利用費用負担軽減申請書（第１号様式）〕

〔介護保険サービス利用費用負担軽減申請状況調査票（第２号様式）〕

〔収入及び預貯金等の申告書（第３号様式）〕

申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所介護保険課でお受け取りください。

〔収入の確認ができる書類の写し（世帯全員分）〕

年金収入分は源泉徴収票か年金支給通知、給与収入分は源泉徴収票か過去３か月間の給与明細。

〔預貯金等を確認できるもの（通帳等の写し、世帯全員分）〕

通帳等の写しは、①銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるページと、②過去３か月間の取引明細が分かるページをご提出ください。通帳等が複数ある場合は、すべての通帳等の写しが必要になります。

5. 福祉用具購入費と住宅改修費の支給

(1) 福祉用具購入費

居宅での暮らしを支えるサービスの一つとして、入浴や排せつなど貸与になじまない福祉用具を購入した場合、1年間（4月～翌年3月）に10万円を限度に、利用者の負担割合（1割・2割・3割）に応じて購入費の9割または8割または7割の額を支給（保険給付）します。保険給付の対象となる福祉用具と購入・申請の手順は下記のとおりとなります。※原則、同一品目を2つ以上購入することはできません。

【保険給付の対象となる福祉用具】

品目	機能または構造等
腰掛便座	下記のいずれかに該当するもの。 ● 和式便器の上に置いて、腰掛式に変換するもの ● 洋式便器の上に置いて、高さを補うもの ● 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ● 便座、バケツ等からなり移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室に置いて利用可能であるものに限る）
自動排せつ処理装置の交換可能部品	交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。
入浴補助用具	入浴の際の座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、下記に該当するもの。
	入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のものやリクライニング機能を有するものに限る
	浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る
	浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る
	入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る
	浴室すのこ 浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る
	浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る
入浴用介助ベルト	身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽の出入り等を容易に介助することができるものに限る
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で、容易に移動できるものであって、取水または排水のための工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること
固定用スロープ 歩行者（歩行車を除く） 単点杖（松葉づえを除く） 多点杖	一定の条件のもと貸与と購入のいずれかが選択できます。（令和6年4月1日から）

【購入・申請手順】

実施事項	手続き等
① 事前相談・確認	担当のケアマネジャーなどに購入する福祉用具が介護保険の対象商品であるかどうかなどを相談・確認する。
② 福祉用具の購入	都道府県の指定を受けた販売業者から希望する福祉用具を購入する。その際、領収証とその用具が掲載されているパンフレット等（写し可）を受け取る。
③ 申請書等の提出	所定の申請書に必要事項を記入し、領収証（原本・本人名義のもの）、購入した福祉用具のパンフレット等（写し可）を添えて、市介護保険課へ支給申請を行う。
④ 支給額の振込	支給決定に基づき、申請者に対し「支給決定通知」を送る。また、償還払いの場合は利用者に、受領委任払いの場合は販売業者に、それぞれ保険給付額（9割・8割・7割）を指定の口座に振り込む（15P「福祉用具購入費と住宅改修費の支給方法」参照）。

※ 都道府県の指定を受けた販売業者以外で購入された場合は、対象となる福祉用具であっても保険給付できません

（２）住宅改修費

居宅での暮らしを支えるサービスの一つとして、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合、20 万円を限度に、利用者の負担割合（１割・２割・３割）に応じて改修費の９割または８割または７割の額を支給（保険給付）します。対象となる住宅改修の種類と申請・改修の手順は下記のとおりとなります。

【保険給付の対象となる住宅改修】

種類	機能または構造等
手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、移動動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。
段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの。例えば、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。
滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更	例えば、居室では畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室では床材の滑りにくいものへの変更、通路面では滑りにくい舗装材への変更等
引き戸等への扉の取り替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるという、扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更等も含まれる。
洋式便器等への便器の取り替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合等。なお、和式便器から暖房便座等が付加されている洋式便器への取り替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。
その他上記の住宅改修に付帯して必要となる改修工事（手すりの取り付けのための壁の下地補強など）	

【申請・改修手順】

実施事項	手続き等
① 事前相談・確認	担当のケアマネジャーや改修業者に、改修予定箇所が介護保険の対象になるかどうかなどを相談・確認する。
②（工事前）申請書等の提出、承認	所定の申請書に必要事項を記入し、「住宅改修が必要な理由書」「工事見積書（内訳書）」「平面図等」「改修予定箇所の写真」「住宅所有者の承諾書（所有者が本人または配偶者以外の場合）」などを添えて、市介護保険課へ事前申請を行い、承認を受ける。
③ 改修工事の実施	市から送られた承認書をケアマネジャーや改修業者に提示した上で、改めて工事を依頼し、実施する。
④（工事後）完了届等の提出	改修工事完了後、住宅改修完了届に、領収証（原本・本人名義のもの）と改修完了箇所が確認できる写真を添えて、市介護保険課へ支給申請（事後申請）を行う。
⑤ 支給額の振込	支給決定に基づき、申請者に対し「支給決定通知」を送る。また、償還払いの場合は利用者に、受領委任払いの場合は改修業者に、それぞれ保険給付額（９割・８割・７割）を指定の口座に振り込む（下記「福祉用具購入費と住宅改修費の支給方法」参照）。

【福祉用具購入費と住宅改修費の支給方法】

福祉用具購入費と住宅改修費の支給方法については、下記のとおり償還払いと受領委任払いの２通りの方法がありますので、申請の際にいずれかの方法を選択してください。なお、受領委任払いが利用できるのは、市に受領委任取扱事業者として登録されている業者が福祉用具の販売や住宅改修を行う場合になります。

〔償還払い〕 被保険者が販売業者や改修業者に費用の全額を支払い、後日申請をすることにより、保険給付分（９割・８割・７割）が支給される方法。

〔受領委任払い〕 被保険者が販売業者や改修業者に保険給付分（９割・８割・７割）の受領を委任する方法で、被保険者は業者に利用者負担分（１割・２割・３割）を支払い、保険給付分は市が業者に支給する方法。

6. 要介護・要支援認定

(1) 認定経過と考え方

今回お送りした要介護・要支援認定の結果については、下記のとおり、認定調査の結果をコンピューターに入力して得た1次判定結果を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会において、主治医の意見書や認定調査の調査員による書面情報（特記事項）を加えて審査・判定が行われました。



(2) 認定の有効期間と更新申請

① 認定の有効期間

介護保険では一度要介護・要支援の認定を受けても、その後心身の状態が変化することが考えられるため、申請区分や状態等に応じて、下記のとおり3か月から最長48か月までの有効期間を設定しています。なお、更新認定の有効期間の上限はこれまで36か月でしたが、2021年4月から条件に該当すると48か月に延長されました。

申請区分	申請種別の説明	認定の有効期間
新規申請 ^{*1}	介護等が必要となり、初めて介護保険サービスの利用を希望する場合に行う申請	3～12か月
更新申請	有効期間満了後も介護等が必要であり、サービスを引き続き利用する場合に行う申請	3～48か月 ^{*2} 〔2021年4月から〕
区分変更申請	有効期間内に状態が変化し、認定された要介護状態区分に該当しなくなった場合に行う申請	3～12か月

^{*1} 以前認定を受けていたが、有効期間が満了してしまったあとに、新たに申請を行う場合も「新規申請」となります。

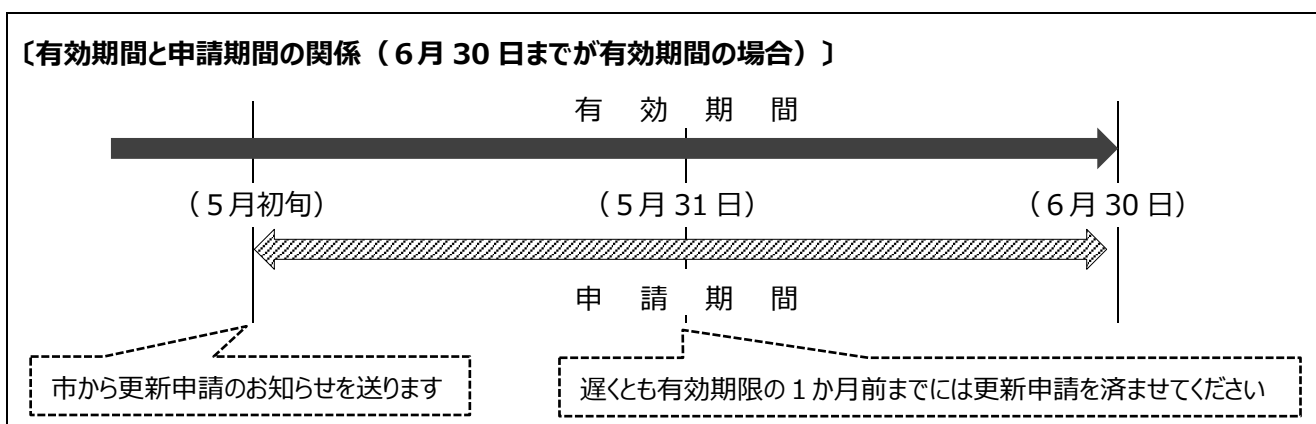
^{*2} 直前の要介護状態区分と同じ要介護状態区分と判定された場合のみ、認定の有効期間が最長48か月となります。

② 更新申請

有効期間経過後も介護等が必要であり、引き続きサービスを利用する場合には「更新申請」が必要となります。有効期間満了の2か月前頃に「更新申請のお知らせ」と「更新申請書」をお送りしますので、必要事項を記入の上、市役所介護保険課、または地域包括支援センター、福祉相談センターにご提出ください。その後、新規申請時と同じように、調査・認定を行います。

【有効期間満了の1か月前までには更新申請を行ってください】

有効期間満了までに申請をすれば有効期間は継続しますが、要介護状態区分が変わることなども想定されるため、期間満了までに新たな認定を受けておく必要があります。申請から認定までは概ね1か月かかるため、遅くとも期間満了の1か月前までには申請を済ませておいてください。なお、更新申請の際は、被保険者証を申請書に添えて提出してください（40～64歳の第2号被保険者の方は健康保険証をご提出ください。健康保険証は確認後すぐにお返しします）。



（3）状態が悪化した場合や認定の結果に不服がある場合の手続き

① 介護を必要とする状態が悪化した場合

要介護・要支援認定を受けた後、介護等を必要とする状態が明らかに変化した場合は、有効期間の満了前であっても要介護状態区分の変更申請を行うことができます。この場合には、新規申請と同様に申請をしていただき、改めて調査・認定を行うことになります。

② 認定の結果に不服がある場合

要介護・要支援認定の結果に不服がある場合には、東京都に設置された「介護保険審査会」に不服申立て（審査請求）をすることができますが、一旦は市の介護保険課に申し出てください。市では、要介護・要支援認定の考え方や認定経過についてご説明させていただきます。その上で認定結果に納得がいけない場合には、前述の介護保険審査会に一定の事務手続きを行っていただいた上で、審査請求をしていただくことになります。なお、審査請求をすることのできる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内となります。

（4）他の市区町村に転出する場合

認定を受けた後に他の市区町村に転出する場合は、転出先の市区町村の介護保険課で、転入日から14日以内に手続きをしていただきますと、改めて調査・判定等を経ることなく、立川市で受けた認定がそのまま（6か月間）引き継がれます。14日を過ぎると認定は引き継がれませんのでご注意ください。なお、住所地特例対象施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等）に転出する場合は、引き続き立川市が保険者となります。

7. 関連資料

(1) ケアプラン、ケアマネジャー等の説明

「ケアプラン」の作成について

ケアプランは、利用者の状況や家族の要望等に基づいて、「これからどのような生活を送りたいか」などの目標を設定し、その目標に向けて利用するサービスの種類や頻度を決めた計画書になります。要介護・要支援認定を受けて、サービスを利用する際に必要となるもので、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成を支援します。

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにケアプランの作成を依頼した場合の費用は、介護保険等から全額支給されますので本人の負担はありません。また、下記の③「介護予防ケアマネジメント」を除き、ケアプランはご自身で作成することも可能ですが、ご自身に合った介護サービスが適切かつ効果的に受けられるようにするとともに、書類作成等の負担をなくすため、居宅介護支援事業所等に作成の依頼をすることをお勧めします。

なお、認定された区分（要介護状態区分）や利用するサービスにより、ケアプランの名称や依頼先等が異なりますのでご注意ください。

対象		ケアプラン名称	作成依頼先
①	要介護 1 ～ 5	居宅サービス計画（ケアプラン）	居宅介護支援事業所
②	要支援 1・2 で、介護保険サービスのみ、または介護保険サービスと市が実施する介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合	介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）	地域包括支援センター 介護予防支援事業所
③	介護予防・生活支援サービス事業（要支援 1・2 の方が対象）のみを利用する場合	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター

「居宅介護支援事業者」について

居宅介護支援事業者とは、要介護の認定を受けた方からの依頼に基づき、ケアプランの作成のほか、サービス事業者などとの連絡調整、要介護・要支援認定の申請代行、介護保険施設等の紹介などを行います。

「介護支援専門員（ケアマネジャー）」について

介護支援専門員（ケアマネジャー）は介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族から相談に応じアドバイスします
- 様々な介護保険サービス等を組み合わせてケアプランを作成します
- サービス提供事業者などとの連絡や調整を行います
- 施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します など

日常生活圏域について

区市町村の介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護保険サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のこと。国ではおおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として中学校区を単位として想定していますが、各区市町村で、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定されます。

なお、立川市では、下記のとおり市内を 6 つの日常生活圏域に分けて、地域包括支援センターの設置やサービス基盤の整備等を行っています。

圏域	町名	圏域	町名
南部西地区	○富士見町 ○柴崎町	北部東地区	○若葉町 ○栄町
南部東地区	○羽衣町 ○錦町	北部中地区	○幸町 ○柏町 ○泉町 ○砂川町
中部地区	○高松町 ○曙町 ○緑町	北部西地区	○上砂町 ○一番町 ○西砂町

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口で、市内には日常生活圏域ごとに6か所設置されています。保健師や主任介護支援専門員(ケアマネジャー)、社会福祉士等が、市や地域の医療機関、サービス事業者、ボランティア等と協力しながら、地域の様々な相談に対応します。

また、市内3か所に福祉相談センターが設置されており、こちらでも介護保険をはじめとした福祉全般の相談を受け付けています。

【総合相談】

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療に関することなど、様々な相談に応じます。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援 1・2 と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業対象者、介護や支援が必要となるおそれの高い方が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。

【権利擁護】

市民の皆さんが安心して暮らせるように、皆さんが持つ様々な権利を守ります。虐待の早期発見や成年後見人制度の紹介、消費者被害などに対応します。

【包括的・継続的ケアマネジメント】

暮らしやすい地域にするため、様々な機関とネットワークを作り、調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

【地域包括支援センター】

名称	担当地域	所在地	電話番号
南部西ふじみ地域包括支援センター	○富士見町 ○柴崎町	富士見町 2-36-47 (立川市社会福祉協議会内)	042-540-0311
南部東はごろも地域包括支援センター	○羽衣町○錦町	羽衣町 1-12-18 (羽衣地域福祉サービスセンター内)	042-523-5612
中部たかまつ地域包括支援センター	○高松町○曙町 ○緑町	高松町 2-27-27 TBK 高松第1ビル 101号室	042-540-2031
北部東わかば地域包括支援センター	○若葉町○栄町	若葉町 3-45-2 (老人保健施設わかば内)	042-538-1221
北部中さいわい地域包括支援センター	○幸町○柏町 ○泉町○砂川町	幸町 4-14-1 (至誠キートンホーム内)	042-538-2339
北部西かみすな地域包括支援センター	○上砂町○一番町 ○西砂町	上砂町 5-76-4 (特別養護老人ホーム砂川園内)	042-536-9910

【福祉相談センター】

名称	所在地	電話番号
にしき福祉相談センター	錦町 6-28-15 (至誠ホーム内)	042-527-0321
かみすな福祉相談センター	上砂町 1-13-1 (上砂地域福祉サービスセンター内)	042-537-7799
にしすな福祉相談センター	西砂町 5-5-5 (西砂ホーム内)	042-531-5550

(3) 居宅介護支援事業所一覧（令和6（2024）年10月1日現在）

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	三多摩居宅介護支援事業所	富士見町 1-23-20 K Hビル 1 階	042-548-3560
2	居宅介護支援事業所 パークサイドヴィラ	富士見町 1-36-6	042-595-8892
3	スマイルケア昭和の森 立川居宅介護支援事業所	富士見町 2-34-10 田中ビル 1 0 1 号	042-512-5601
4	立川市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	富士見町 2-36-47	042-523-9309
5	居宅介護支援ケアレジデンス立川	富士見町 5-14-7	042-540-9066
6	フェローホームズ富士見相談センター	富士見町 6-15-4	042-526-1353
7	アースサポート立川	柴崎町 2-2-10	042-548-7900
8	国立あおやぎ苑 立川介護相談センター	柴崎町 2-18-7 コーポ福来 1 階 2 号室	042-521-7788
9	りは職人ぷらん	柴崎町 3-18-29 エトワール南立川 1 階	042-548-5903
10	のぞみケアプランセンター	柴崎町 2-25-7 グラン・シャリオ立川 105 号	042-537-8461
11	ケアプランセンター なのはな 立川	錦町 1-16-15 1 階	042-523-7026
12	ヘルプ協会 たちかわ	錦町 3-1-29 サンハイム立川 1 階	042-526-2898
13	学研ココファン立川	錦町 3-8-22	042-548-7315
14	至誠 S W C 介護相談センター	錦町 6-28-15	042-527-0321
15	フェローホームズ羽衣相談センター	羽衣町 1-12-18	042-523-5612
16	ベストライフ西国立居宅介護支援事業所	羽衣町 1-19-31	042-540-6931
17	居宅介護支援事業所 介護グループふれあい	羽衣町 2-41-1 羽衣第 1 ビル 2 階	042-595-6620
18	コープみらい 立川介護センター	曙町 1-19-3 薬袋ビル 2 0 2 号室	042-548-4353
19	立川北口ケアマネジメントセンター	高松町 1-10-1	042-512-8553
20	在宅ケアセンター杏	高松町 1-17-20 粕谷ビル 2 階	042-512-5688
21	なないろケアプランセンター	高松 1-24-11 ブロードマンション 401	042-610-2774
22	介護相談センターにんじん・立川	高松町 2-27-27 T B K 高松第 1 ビル 101 号室	042-522-1547
23	きぼう	栄町 2-38-4	042-538-7711
24	介護相談 ケアサポートさかえ	栄町 3-2	042-540-1034
25	ゆいまある 立川北居宅介護支援事業所	栄町 4-2-12 2 階	042-540-9381
26	しざかい相談室	若葉町 1-6-32 ウイング若葉 101	042-537-8922
27	居宅介護支援 あんねい	若葉町 3-3-7 フラットファミール 202	042-538-7170
28	立川ケアプランセンターわかば	若葉町 4-25-1 若葉町団地 第 37 号棟 107 号室	042-538-1220
29	老援団幸町居宅介護支援事業所	幸町 1-5-1	042-537-7340
30	ケアプランセンター コースト	幸町 1-26-8 ハイライズヤマキ 405	042-537-9061
31	アルムの丘ケアステーション	幸町 1-36-18	042-538-4733
32	ワハハケアプランセンター	幸町 2-17-4 SONOBE ビル 203	042-537-8801
33	至誠キートス介護相談センター	幸町 4-14-1	042-538-2321

番号	事業所名	所在地	電話番号
34	居宅介護支援事業所 ソラスト立川	柏町 1-10-24 S Bビル1階	042-538-4751
35	至誠柏介護相談センター	柏町 1-12 都営柏町住宅 11号棟 1階	042-535-5510
36	はあとホーム立川	柏町 4-57-25 D. 1 柏町 303	042-511-4401
37	居宅介護支援事業所 陽だまり	柏町 4-60-43	042-537-9631
38	S O M P O ケア玉川上水 居宅介護支援	柏町 4-75-3	042-538-3753
39	サンシティ立川昭和記念公園介護支援サービス	砂川町 2-71-1	042-538-5531
40	居宅介護支援事業所 はる	砂川町 8-34-10 103号室	050-3154-1007
41	居宅介護支援事業所 上砂地域福祉サービスセンター	上砂町 1-13-1	042-537-7750
42	介護老人保健施設アルカディア指定居宅介護支援事業所	上砂町 3-2-1	042-537-7885
43	キャンデーケアマネセンター	上砂町 3-11-28	042-537-9022
44	ケアマネジメントセンター晴晴	上砂町 4-48-3 サンライズマンション 105	042-538-0111
45	砂川園指定居宅介護支援事業所	上砂町 5-76-4	042-534-4616
46	有限会社シルバンズハウス	一番町 1-29-5	042-510-5941
47	ケアプランセンターこたつ	一番町 6-29-8	042-519-7706
48	西砂指定居宅介護支援事業所	西砂町 5-5-5	042-531-5550

(4) 小規模多機能型居宅介護（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	ヒューマンライフケア立川の宿	錦町 3 - 8 - 10	042-526-6558
2	小規模多機能あけぼのさん家	曙町 3 - 5 - 18	042-548-0978
3	花織たちかわ	幸町 3 - 7 - 10	042-538-5387
4	小規模多機能ウェルケアひだまり	上砂町 3 - 36 - 14	042-534-9966

(5) 看護小規模多機能型居宅介護（令和 6（2024）年 10 月 1 日現在）

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	至誠ホームオンニ看護小規模多機能型事業所	錦町 2 - 10 - 26	042-526-0880
2	看護小規模多機能レインデ敬愛	上砂町 2 - 4 - 12	042-537-8716



（６）介護保険の対象となる市内の施設（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

介護保険の対象となる市内の施設は下記のとおりです。このほか、一部の施設を除いて介護保険の対象外になりますが、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型の有料老人ホームなど、市内には高齢者向けの住宅が多数あります。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

番号	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	フェローホームズ 仲間の家	富士見町 2-3 6-4 3	042-523-7601	100
2	フェローホームズ 森の家	富士見町 2-3 6-4 3	042-523-7601	52
3	至誠ホームオンニ	錦町 2-1 0-2 6	042-526-1102	48
4	至誠特別養護老人ホーム	錦町 6-2 8-1 5	042-527-0032	96
5	至誠ホーム アウリンコ	錦町 6-2 8-1 5	042-527-3939	129
6	フェローホームズ 高松の家（地域密着型）	高松町 3-1-1	042-523-7601	28
7	至誠キートンホーム	幸町 4-1 4-1	042-538-2323	70
8	ほゝえみ（地域密着型）	上砂町 2-3-1 0	042-537-7005	29
9	敬愛ホーム	上砂町 2-1 4-1	042-537-5637	30
10	砂川園	上砂町 5-7 6-4	042-537-3351	160
11	西砂ホーム	西砂町 5-5-5	042-531-5957	102

【介護老人保健施設（老人保健施設）】

番号	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	パークサイドヴィラ	富士見町 1-3 6-6	042-540-0099	100
2	国立あおやぎ苑立川	富士見町 7-3 3-1 0	042-527-0510	151
3	わかば	若葉町 3-4 5-2	042-538-0871	100

【認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）】

番号	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	グループホーム やわらぎ・西立川	富士見町 2-3 1-2 3	042-526-2207	18
2	ヴィラ・フェローホームズ	富士見町 2-3 6-4 3	042-523-7601	9
3	グループホーム 立川富士見町の家	富士見町 7-3 0-1 5	042-528-7212	9
4	ヒューマンライフケア立川グループホーム+	錦町 3-8-1 0	042-526-5022	18
5	至誠ホームスオミ・グループホーム	錦町 6-2 8-1 5	042-527-0279	9
6	グループホーム えがおの家	羽衣町 1-7-1 0	042-548-4705	9
7	花物語たちかわ	幸町 3-7-1 0	042-538-2487	18
8	ウェルケア立川	上砂町 3-4-2 6	042-537-1255	18
9	高齢者グループホーム ウェルケアひだまり	上砂町 3-3 6-1 4	042-534-9966	18
10	花物語たちかわ北	一番町 4-1 0-7	042-520-0540	9
11	グループホーム 花梨	西砂町 5-2 2-1 8	042-560-5055	18

【特定施設入所者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）】

番号	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	サンビナス立川	富士見町 1-3 3-3	042-527-8866	174
2	グランクレール立川ケアレジデンス	富士見町 2-3-2 1	042-506-1163	40
3	ニチイホーム 立川柴崎	柴崎町 4-2-2 3	042-521-7338	57
4	ニチイホーム立川	錦町 5-1 3-2 4	042-548-0121	41
5	応援家族 昭和記念公園	曙町 1-1-1 9	042-595-8078	53
6	ディーフェスタクオーレ立川	幸町 2-5 3-1	042-537-8928	51
7	イリーゼ立川	柏町 1-2 0-3	042-538-3251	71
8	リアンレーヴ立川	柏町 2-1 2-6	042-537-8570	58
9	サンシティ立川 昭和記念公園ロイヤルケア	砂川町 2-7 1-1	042-538-5531	20
10	グランマ立川	砂川町 8-8-2	042-538-1188	18
11	エクセレント立川プレミア	上砂町 5-6 1-1	042-538-1165	100
12	サニーライフ立川	上砂町 5-7 9-2 3	042-537-3600	104
13	ベストライフ西武立川	一番町 2-2 6-1	042-520-0071	61